

高知市地域子育て支援拠点事業 ガイドライン

(令和5年9月改訂版)



高知市

はじめに

高知市には、令和5年9月現在、16 か所の地域子育て支援センターがあり、多くの乳幼児とその保護者が利用しています。

本市においては、出生数は減少しており、少子化は進む一方です。核家族化が進み、親が生まれ育った場所とは違う場所で育児をする「アウェイ育児」が増えています。市内ではひとり親家庭も多く、地域における関係の希薄化も進んでいます。このような状況では、育児仲間と出会うことは容易ではなく、家族や地域をはじめ身近な友人知人と妊娠や子育てに関する知恵や経験を共有することが難しくなっています。

子どもにとっても、子ども同士の関わり合いや親以外の大人と関わる経験が少なくなっていることから、社会性を育みにくい環境となっていることが懸念されています。また、児童虐待や虐待と認定されてはいないものの不適切な養育環境におかれている子どもたちが増えています。

乳幼児期は、人格の基礎が培われる大切な時期です。そのため、妊娠期から、すべての子育て家庭を対象とした切れ目のない支援を行い、子育てへの負担感の軽減と不安感の緩和を図ることが求められています。

親同士、子ども同士、地域の人が出会いつながることができる場、交流しながら出産や育児の情報交換をしあって支え合い、子どもが関わりあって一緒に遊ぶことによって育ちあうことができる場、困ったことがあれば職員に相談できる場として、地域子育て拠点施設が果たす役割は大きくなっています。

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくため、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、皆様方のご尽力をいただきながら、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。



1 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法において、「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業」と規定されています。また、「重層的支援体制整備事業の実施について」(令和5年8月8日付厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長通知)中の「地域子育て支援拠点事業実施要領においては、「少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする」とされています。

子育て家庭の保護者と就学前の子どもたちが単に交流できる場というだけでなく、交流を職員が促進し、必要に応じて情報提供や子育て相談に対応できる地域子育て支援拠点を地域に配置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することが求められています。

なお、事業の実施主体は高知市であり、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託または補助金を交付して実施しています。

2 地域子育て支援拠点事業の機能・役割

地域子育て支援拠点事業の機能と役割をまとめると、以下の6点になります。

- ①保護者の子育てへの意欲と態度の形成
 - ②保護者同士の仲間づくり
 - ③交流を通して親子関係を円滑にする
 - ④遊びを通して子どもの自主性、社会性、創造性を培う
 - ⑤地域で子育て家庭が孤立しないための環境づくり
 - ⑥その他子どもの健やかな育ちを促進するうえで必要な活動
- この6点を念頭におきながら、支援をしていくことが求められます。



3 事業内容

本事業では、地域において常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親（妊婦含む）とその子ども（就学前【主に就園前】の子ども）を対象とした下記の4つの基本事業をすべて実施する必要があります。

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

開設時間中は、常時、交流を図る場所を確保するとともに、子育て家庭の親等と子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供することが必要です。大人にとっても子どもにとっても居心地のいい場となるよう、室内の環境づくりにご配慮ください。

職員は、利用者を温かく迎え入れ、交流の場で安全に配慮しながら親子と関わり、日常的な会話を通して信頼関係を築き、親子のニーズを把握したり、利用者同士をつなげ交流を促進するよう取り組んでください。大人同士だけではなく、子どもたちが他の親子と関わる機会をつくることで、その社会性を育むことができるように対応してください。

また、子どもたちが安全に、自発的に、発達に応じた遊びができるよう、おもちゃや遊具の種類や配置、ゾーニングについて、工夫をしてください。

②子育て等に関する相談、援助の実施

まずは、日頃からの利用者との関わりが大切です。利用者が職員に親近感や信頼感を寄せてくれるようになると、何気ない日常会話から相談につながります。会話の中で、自然に利用者の悩み事が整理されることも少なくありません。自分の意見を述べるよりも、利用者に寄り添い、相手の話に耳を傾け、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することが必要です。

相談・助言の内容については、必ず記録に残し、必要に応じて地域子育て支援拠点施設内の関係職員間で事例の共有や対応についての検討をしていきましょう。

地域子育て支援拠点施設における相談の限界についても熟知し、他の専門機関のことを理解し、連携を密にし、必要に応じて紹介し、つないでいくことが必要です。

また、相談内容によっては、同じような悩みを克服した他の利用者と解決方法を共有することで利用者同士をつなげるとともに、利用者同士の支え合いを促進することも援助につながります。

③地域の子育て関連情報の提供

行政、民間を問わず、幅広く地域の子育て関連の情報を収集し、保護者に対して必要に応じて提供してください。保護者が自ら情報を手に取ることができるよう、情報の掲示もお願いします。

また、地域子育て支援拠点事業に係る毎月の「おたより」等を作成し、子育て親子に開設日時・場所・イベントやその内容等が広く周知できるよう、配布方法や配布場所について、現に子育てしている世代に効果的に届く方法をとってください。SNSを活用した広報も積極的に行ってください。

広報等にあたり、利用親子の写真を掲載する場合は、事前に了承を得るとともに、掲載時に内容も含めて再度確認をとるなど、十分に配慮をしてください。

④月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等(育児講座)の

実施

講習等(以下、育児講座)は、月1回以上必ず実施してください。内容については、利用者のニーズに合わせて企画していきましょう。季節を取り入れたものや、子どもの発達や社会性を育むためのもの、親の課題解決につながるものや関心ごとに沿ったものなど、月ごとにいろいろな内容を組み合わせながら企画をしてください。講習がない行事(誕生日会や季節の行事などのお楽しみだけのもの)については、ここでいう「育児講座」ではありません。添付している資料1をご参照ください。

助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による育児講座は利用者のニーズが高い企画ですので、全施設で取り組んでください。また、高知市が実施している「親子絵本ふれあい事業 よちよちランド」の実施についても同様に全施設で取り組んでください。

このほか、各施設で企画する育児講座は、初めて施設を利用する親子も参加しやすいよう、様々な方法での周知に努めてください。

育児講座の実施の際には、アンケートを実施する等、子育て家庭の保護者と子どものニーズや要望を取り入れ、その後の企画につなげることが望まれます。また、毎回、参加者名簿、実施内容の記録を整備してください。

講師についても、地域子育て支援拠点施設内の職員だけでなく、地域と連携して子育てを支援するためにも市職員、企業、地域の人材等、広く地域の社会資源を活用することが望まれます。



高知市では「重層的支援体制整備事業」に取り組むこととしており、本事業を実施するにあたっては、上記の4事業を行うとともに、「地域づくりにむけた支援」を実施することとなっています。

「重層的支援体制整備事業実施要綱(令和5年8月8日付厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長通知)」中の「地域子育て支援拠点事業実施要領」では、重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、介護、障害、子ども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全ての拠点において地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組を積極的に実施することとなっています。

以下の取組事例を参考に、利用者のニーズや地域のニーズに沿った取り組みをしてください。
頻度としてはおおむね月1回程度、いずれかの取り組みを必ず行うようにしてください。

①高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する

取組

(例)

- ・利用者の祖父母等との交流
- ・利用者の祖父母等が参加可能な行事・講座の実施
- ・地域の学生等(小学生・中学生・高校生・大学生)との交流日の設定と実施
- ・地域の学生等が参加できる行事・講座の実施
- ・保育士養成校等の学生による育児講座やボランティア活動
- ・高齢者や地域の学生、元利用者(子どもが就園、小学生以上となった方)等が講師となる育児講座の実施
- ・元利用者(小学生等)との交流会の実施
- ・高齢者や地域の学生、元利用者等による、交流の場や行事・講座等、運営の手助けをするボランティア活動

②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを

継続的に支援する取組

(例)

- ・町内会や民協、子育て(支援)サークル等地域の団体と協働して行う季節の行事
- ・町内会や民協、子育て(支援)サークル等地域の団体と協働して行う育児講座(昔遊びを楽しむ など)
- ・地域で伝統文化にかかる教室をやっている団体と協働して行う育児講座

③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地

域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(例)

- ・地域住民が運営する子育てサロンの担い手、子育て(支援)サークルメンバー、その他地域団体や近隣の子ども食堂等との交流
- ・地域住民が運営する子育てサロンの担い手、子育て(支援)サークルメンバー、その他地域団体や近隣の子ども食堂等と協働して行う行事や育児講座
- ・元利用者によるピアサポートや講座実施時の子どもの見守りなどのボランティア活動
- ・離乳食教室におけるヘルスメイトの活用
- ・市内の人材を活用した育児講座の実施
- ・地域団体の子ども向けのおまつりや行事、勉強会のPR協力や参加（交流しながらチラシ配布をしてもらう など。できるだけ、拠点職員も参加し、拠点のPRの機会につなげる。）
- ・地域団体が実施している「子育てサロン」との協働・連携(子育てサロンと拠点を相互訪問、お互いのPRを行う、協働した行事や講座の実施等)
- ・高知市社会福祉協議会地域協働課の地域福祉コーディネーターとの連携(ボランティア紹介をはじめ、地域団体との連携のため、地域の特色や現状を知り、地域団体の紹介、繋がりを図る等に活かす等)

④本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行う

ことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

子育て家庭と地域とのつながりをつくるために、まずは子育て家庭と地域子育て支援拠点とのつながりをつくりましょう。まだ、新型コロナウイルス感染症等感染症にかかる不安を抱えている保護者もいます。そのため、現在の状況においては、訪問支援は難しい場合があることから、まずはオンラインでのつながりをつくる、または郵送等で育児についての情報提供したり、家庭で楽しめる簡単な手作りおもちゃの作り方やキットを送るなど、非対面でもつながりをつくり、いずれは安心して地域子育て支援拠点に来てもらえるように図りましょう。

4 事業の枠組みに関すること



(1)開設日時・時間

3～4日型なら週3または4日、5日型なら週5日、6～7日型なら週6または7日、かつ1日5時間以上開設してください。子育て親子が「利用しやすい」時間帯に設定する等十分配慮してください。職員が昼休憩をとるなどで不在となり、子育て親子が利用できない時間帯は開設時間には含みません。

研修等施設の都合により休所とする際には、前後する週など同月内のできるだけ近い日に休所とした時間数または日数分代替日を設定することが必要となります。なお、通常の開所日時に遠足や散歩など外に出向く活動等にて施設外で実施する際にも、施設を閉所する場合は代替日(時間)を設定しなければいけません。外に出る職員のほか、施設に職員を2名配置し、交流または相談のために来所する利用者に対応できるよう開設する必要があります。

年末年始は全施設休所としています。祝日については6～7日型施設には原則開所していただくこととしています。ただし、ゴールデンウィークなど連休については、常識的な範囲で休所とすることは差し支えありませんが、休所した場合は代替日を設けることが望ましいです。ただし、連休の合間の平日を休所とする場合は、いずれの施設においても代替日の設定が必要となります。

(2)室内の整備について

おおむね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の交流スペースを確保し、子どもたちが自由に遊ぶことができるようおもちゃや遊具を配置してください。

また、ベビーベッドを配置し、安心して授乳できるようスペースを確保してください。流し台の設置も必要です。

おもちゃや遊具、その他物品の配置については、地震による落下・転倒防止対策を講じる等十分に安全に配慮したものとしてください。また、片づける場所におもちゃや遊具の写真を貼るなど、子どもにも来所経験の浅い親子にもわかりやすいおもちゃの配置をしてください。

(3)利用に関わる留意事項

利用にあたっての「きまり」などを記載した利用者手引を作成し、利用者が地域子育て支援拠点施設を初めて利用する際には、利用者に説明したうえで手渡すなど、施設を継続して利用しやすいように案内してください。

なお、事業実施に当たって、材料費などの利用料を徴収する場合は、実費を基本とし、利用額の説明をあらかじめ行うなど、利用者の了解を得てください。

(4)記録等の作成について

日々の利用者名簿・登録者名簿等の整備を行い、利用状況等が把握できるようにしてください。

また、日誌・相談記録・育児講座実施記録等を作成して記録に残し、支援や育児講座企画等の振り返りや共有ができるようにし、今後の方向性や計画を決めるための資料となるようにしてください。

なお、日頃の交流の様子や育児講座については記録用に写真を撮り、事業報告作成時に備えてください。写真撮影時は、利用者に説明のうえ了承を得てからとしてください。

5 職員について

(1)配置について

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者(非常勤でも可)を2名以上配置してください。

事業実施時は常に地域子育て支援拠点専任の職員を2名以上配置しなければいけません。開設時間内は職員が地域子育て支援センター以外の事業に従事することはできません。

急に勤務を予定していた職員が休みとなるような場合であっても職員1名での事業実施は認められません。緊急の休みにも対応できるように、代替職員を含めた体制を整えておく必要があります。

(2)雇用にあたって

労働基準法や最低賃金法など労働にかかる法を遵守するとともに、労働局や年金事務所等の指導に従って、適正に事務を行ってください。

職員の出勤簿・休暇簿等の整備をお願いします。

地域子育て支援拠点施設運営者は、職員の労働実態や意向を把握し、職員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めてください。

雇用者負担のもとで健康診断を実施するなど、健康管理に留意する体制を図ることや、雇用者として労働者災害保険に加入しておくことが必要です。

(3)研修等

運営者は、事業に従事する職員の資質、技能等の向上を図るため、高知市が行う研修については職員に参加していただくようお願いします。また、高知県が実施する子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース 地域子育て支援拠点事業)や現任者研修へも積極的に参加を

促すようにしてください。特に、新任者については、本事業の理解を深め、よりよい支援につなげるよう、できるだけ参加できるようご配慮ください。

このほか、各種研修会、セミナー等についても参加を促すよう努めてください。

また、研修内容については職員間で共有し、日々の活動に活かすよう図ってください。

(4)職員の職場倫理

職員は、親の自立を支援することにより、子どもの健やかな育ちを促進する重要な役割を担っていることを自覚して、以下の事項を守ってください。

- ①職員は、体型、容姿、性別、障がい、国籍等についての差別的言動など、保護者と子どもの人格・人権を傷つけないこと。
- ②職員は、保護者と子どもへの対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

6 安全対策・緊急時対応について

(1)事故やケガの防止と対応

事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して職員に周知徹底することが必要です。

また、発生した事故事例や事故が予測される情報を収集し、職員間で共有するとともに、防止対策を策定することが望まれます。

なお、職員及び利用者に対して、事業実施時に事故等が発生した場合の補償を円滑に行うために傷害保険や損害賠償保険等に加入することが必要です。

(2)衛生管理

地域子育て支援拠点施設は、乳児などの幼い子どもが利用するため、施設内外の設備及び用具等の衛生管理を徹底してください。

(3)感染症対策

感染症やその他の疾病についても、発生予防に努めるとともに、その発生や疑いがある場合には、感染拡大防止を図ることが必要です。必要に応じて、入室時の手指消毒や手洗い等ができるよう配慮してください。体調不良の方については利用を控えていただくようにしてください。室内の換気もお願いします。

感染症対策、対応方法については、施設でマニュアルを作成するとともに、あらかじめ関係

機関に協力を得ておくことが求められます。

なお、今後、新たな感染症感染対策が必要な場合は別途連絡しますので、その際は指示に従ってくださいますよう、お願いします。

(4)施設内での飲食について

施設内での飲食については、施設管理者の了承を得ることができれば、実施していただいてもかまいません。

なお、施設内で飲食できるようにする場合は、食物アレルギーがある親子への配慮をお願いします。アレルギーのある方にとっては、ごくわずかな食べくずであっても、重大な事態を引き起こしかねません。食事をする場所と遊ぶ場所を分ける、飲食後の掃除や消毒は利用者にも協力してもらい徹底して行うなど、すべての人が安全に気持ちよく利用できる施設となるようにしてください。

(5)防災・防犯対策

利用者が随時入れ替わることや利用者の対象年齢が小さいことに配慮し、災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを作成するよう努めてください。

特に、南海地震に対しては、十分な体制及び環境の整備を行ってください。施設近くの避難場所の掲示、育児講座で防災にかかる講習を行うなどにより、日頃から利用者へ必要な情報を提供していくよう図ってください。

また、防災・防犯対策について、職員間で共通理解を図るとともに、関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めるようにしてください。

なお、定期的に避難訓練等を実施することや、消火器等を置くなどの対策を実施することも大切です。

※事件・事故やトラブル等あれば、すみやかに市へ報告してください。





7 運営管理に関すること

(1)権利擁護・法令遵守等

保護者と子どもの尊重と人権への配慮、守秘義務の遵守、個人情報保護等について職員及び利用者の意識啓発を図ることが必要です。

(2)要望、苦情への対応

利用者などからの要望や苦情への対応については、窓口責任者を決め、解決に向けた手順や体制を整備し、迅速な対応を図ることが必要です。

(3)活動・業務内容の見直しと改善について

事業報告作成時等、振り返りの機会に1年の成果を総括して、次年度に取り組むべき課題を職員が話し合ってみ出し、活動や業務を改善していくよう努めてください。

なお、職員の意見だけでなく、アンケートをとるなどして、利用者からの意見も取り入れ、事業の評価を行い、必要な改善を図るようにしてください。

(4)休所の取扱いについて

地域子育て支援拠点施設は、各施設が設定した週あたりの開設日数と時間は必ず開所しなければいけません。休所は、下記のようなやむを得ない事情があり、市主管課が認めたときのみとなりますので、ご注意ください。開所日数や時間が不足する場合には、委託料や補助金の返還が必要となることもありますので、休所を検討する際には、必ず主管課まで事前相談をお願いします（保育所・認定こども園等併設施設は保育幼稚園課、その他の施設は子ども育成課まで）。休所日については、代替日を設けるようにし、休所期間を補うこととしてください。

- (例) ・断水や停電など親子が安全・衛生的・快適に過ごすことが困難であると判断されるとき
・施設の修繕等のため、中に入ることができないとき

（原則、休所中は代替場所での開設をお願いします。休所期間が長く、代替場所での開所ができない場合は、委託料または補助金の減額対象となります。）

- (注意) 研修は「やむを得ない事情」とはなりません（代替職員にて実施をしていただく必要があります場合や、5時間以上実施後の休所であれば問題ありません）。

また、拠点施設外での活動を行う場合も、施設に遊びに来る親子のために開所する必要があります。その場合も、施設に2名必置となります。

どうしても職員を確保できない等の理由から、休む場合は、休んだ分を代替日に開設（前後する週など同月内のできるだけ近い日にて休所とした時間または日数分代替日を設定）することが必要です。

※休所や実施時間短縮の場合、また代替日に開設する場合などは、市主管課及び利用者へ事前にお知らせください。

なお、台風や大雨等の災害の場合の対応は、「(5) 台風集中豪雨の取扱いについて」をご参照ください。

(5) 台風集中豪雨の取扱いについて

地域子育て支援拠点施設は、開設が原則ですが、台風・大雨の時には、地域子育て支援拠点施設をご利用の方々の安全を図ることが重要となります。

風水害の際で、下記の場合には休所とすることとします。この場合、市からメール送信はありません。施設の措置の状況（職員配置の状況を含む）について、当日または後日速やかにメールにてお知らせください。

①午前6時の時点で「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令され、かつ市内の公共交通機関（路面電車・路線バスのいずれか）が運休となったとき

②午前6時の時点で「警戒レベル4 避難指示」または「警戒レベル5 緊急安全確保」が発令されたとき

なお、事業実施中に上記の①の状況となった場合は速やかに利用者に帰宅を促してください。事業実施中に上記②の状況となった場合には、利用者の安全確認を十分行い、避難行動をとってください。

災害が発生する危険が高まった場合には高知市から避難情報が発令されますが、警戒レベル4の発令までに必ず避難していただく必要があります。避難情報の発令時に情報を取得するために、高知市 LINE 公式アカウント等のご活用もお願いします。

また、大型台風の接近等、災害が予測される場合は、警戒レベルと関係なく休所する場合があります。その際は、市からメールにて通知します。各施設においては、内容確認済の返信をお願いします。

地域子育て支援拠点施設が上記①または②にて休所となった場合の職員配置につきましては、職員の安全を勘案したうえで、各事業所にてご対応ください。

市民への周知は、高知市のホームページにて行います。各施設においても、SNS 等を活用し、休所となる旨の発信をしてください。

8 毎月の提出物

別紙「地域子育て支援センター活動状況報告書(利用者数等報告書)」、「地域子育て支援センター活動状況報告書(相談実績報告書)」、「地域子育て支援センター活動状況報告書(育児講座等実施状況報告書)」、「利用者数等の集計表」を毎月末締めで翌月8日までに子ども育成課担当までメールにてご提出ください。

9 連絡先

不明な点等ありましたら、担当までご連絡ください。

子ども育成課

電話:823-9482 FAX:825-2440

メールアドレス:kc-280300@city.kochi.lg.jp

保育幼稚園課

電話:823-4012 FAX:823-9273

メールアドレス:kc-130100@city.kochi.lg.jp

